

# 能美市請負業者指名審査委員会要綱

平成17年2月1日

告示第102号

## (設置)

第1条 本市の公共調達について公正かつ適正な執行を図るため、能美市請負業者指名審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 競争入札及び随意契約等に係る業者(以下「請負業者」という。)の選定及び指名に関すること。ただし、軽易な工事等は除く。
- (2) 請負業者の資格及び等級格付けの審査に関すること。
- (3) 請負業者の指名停止に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

- 2 委員は副市長、総務部長、健康福祉部長、土木部長、産業交流部長、教育委員会管理局长、総務課長、土木課長及び管財課長をもって充てる。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちより総務部長が職務を代理する。
- 5 委員長が必要と認めるとき、参与並びに公共調達の執行に関わる主務部長、主務参事、主務次長及び主務課長を委員会に招集することができる。

## (会議)

第4条 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、審査事項がないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、随時これを開催することができる。
- 3 緊急を要する事項で、委員会を開く余裕がないと委員長が認めたものについては持ち回り審議で委員会の開催に変えることができる。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数の同意をもって決定する。議事の採択が可否同数のときは、委員長の決定によるものとする。

(秘密保持)

第5条 委員会の審議は、公開しない。

2 審議の内容は、何人も他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、管財課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第51号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日告示第35号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日告示第27号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第77号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第44号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第38号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第30号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第46号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月27日告示第25号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第46号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第76号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。